

発議第 8 号

いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていない
ことを誓う決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 29 日

提 出 者

市議会議員 越 川 雅 史

賛 成 者

市議会議員 増 田 好 秀

いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議

いわゆる「国保逃れ」が社会問題となっている。

「国保逃れ」とは、使用関係または業務実態が社会保険制度の趣旨に適合しないにもかかわらず、個人事業主等を法人の役員とし、社会保険の被保険者資格を取得させるスキームを指すものであるが、本年１月に日本維新の会に所属する複数の地方議員が同様の行為をしていたことが明るみになったことに端を発し、参政党に所属する議員など、全国において少なからぬ地方議員が同様の行為に手を染めていた実態が次々と明らかになっている。

そして、本市議会においても、参政党に所属していた太田丈之議員が、過去３年間にわたり「国保逃れ」を疑われる社会保険の加入状況であったことに加え、法人から受領した「所得」についても所得税法上必要となる申告をしていなかったことが、同議員によって明らかにされたところである。

さらに太田議員は、この問題が発覚した本年５月１９日頃には、「まだ党籍があり、何も答えることができない」などと、党籍を理由に説明を拒んでいたが、離党から約１か月が経過した６月２３日においても、記者会見等による説明責任の履行については依然として明言を避けていた。この経緯に鑑みれば、太田議員の言動は説明責任の履行を引き延ばすことで、事実上の回避を図っているものと評価せざるを得ない。

この点、太田議員は、「説明会を開催し、質問にも答えた」旨主張するのかもしれないが、「一部の議員が出席した非公開の場で、５分間と一議員当たりの時間を限定」し質問に応じただけでは市民に対する説明責任を果たしたことにはならず、「体の良いアリバイ作りだ！」との批判を免れ得ないことは言うまでもない。

つまり、太田議員は、いわゆる「国保逃れ」のみならず、「課税逃れ」、さらには「説明逃れ」をも疑われているにもかかわらず、依然として議員としての地位にとどまり続けている。そして、太田議員は、国民健康保険に係る事

務を所管する健康福祉委員会に所属していることから、「国保逃れをしている議員に、国保に関連する議案を議論する資格があるのか！」といった、市民からの厳しい批判の声も寄せられているところである。

かかる状況を重く受け止める本市議会は、国民健康保険制度の公正性をも揺るがしかねない、このような、いわゆる「国保逃れ」については断固として容認しない。

その決意を表明する、本決議に賛成する議員各位は、過去においても、現在においても、いわゆる「国保逃れ」と疑われるような行為に手を染めていないこと、また、将来においても同様の行為をしないことをここに誓う。

全国の市議会を見渡せば、この問題が明るみとなった令和８年１月以降において、急遽、国民健康保険に切り替えるなど、いわゆる「“国保逃れ”逃れ」行為も指摘されるところであるが、本決議に賛成する議員各位は、かかる行為にも手を染めていないことを併せて誓うものである。

以上、決議する。

提案理由

いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議をするため提案するものである。